

保護者各位

向日市福祉事務所長

転園申込書の提出について

令和9年度も引き続き保育を必要とする状態が継続し、保育所の転園を希望される場合は、転園申込書等の提出が必要となります。

つきましては、下記の書類を期日までに提出していただきますようお願いします。

◆4月転園申込み◆ 調整結果：1月下旬発送予定

提出期限：令和8年11月13日（金）

提出場所：現在在園している保育所（園）

提出書類：3頁参照

※4月転園申込みについて、変更及び不備書類があった場合

提出期限：令和8年11月20日（金）

提出場所：向日市役所 東向日別館4階 子育て支援窓口

提出書類：3頁参照

◆5月以降転園申込み◆

提出期限：転園希望月の前月15日（土日祝の場合は直前の開庁日）

提出場所：向日市役所 東向日別館4階 子育て支援窓口

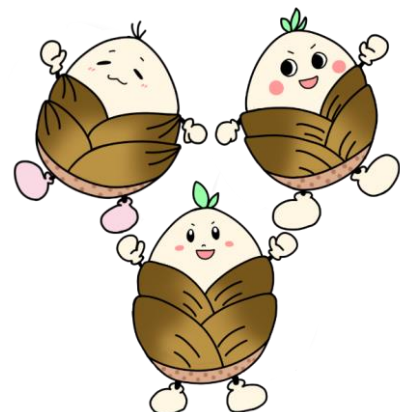
提出書類：3頁参照

調整結果：毎月20日ごろ（土日祝の場合は直後の開庁日）に調整を行い
転園決定者のみに電話でご連絡

※育休継続の場合は、転園申込みできません。

転園が決定した場合は、復職が必要です。（卒園児除く）

向日市 市民サービス部 子育て支援課 保育係
〒617-8772 向日市寺戸町小佃5番地の1
TEL：075-874-2659（直通）



＜注意事項＞

- ・保育所の状況により転園のご希望に添えない場合は、現在の保育所に引き続き通園していただくことになります。（小規模保育事業所・さくらキッズ保育園からの卒園時を除く。）
- ・転園先への入所が決定した場合には、元の保育所へも新規入所者を案内するため、辞退することや、転園後に元の保育所に戻ることはできません。
- ・消えるペンで記載された書類は受付できません。
- ・申請書類に虚偽があった場合は、判明した時点で決定等を取消（退所）となります。
- ・転園希望を取り下げる場合は、子育て支援課まで連絡の上、「保育所等転園申込取下届」を提出してください。
- ・申込み中に、保護者の認定事由に変更があった場合は、保育の必要性を認定する指数が変更となる可能性がありますので、速やかに子育て支援課へ変更後の書類を提出してください。
（児童及び保護者の住所・氏名等が変更になる場合、保護者の勤務先が変わる場合、保護者が育児休業を取得する場合等）

＜小規模保育事業所・さくらキッズ保育園卒園児の方へ＞

- ・3歳児以降も引き続き、他の認可施設において保育を希望する場合は、期日までに書類を必ず提出してください。
- ・転園希望施設は、できる限り多くご記入ください。（新規申請者とあわせて、優先順位の高い児童から入所の決定を行うため、申込状況や園の受入状況によっては、入所できない場合があります。）
- ・保育料等に未納がある場合は、退所（保育の実施解除）となる可能性があります。

＜在園している児童の兄弟姉妹の4月一斉入所申込みについて＞

在園している児童の兄弟姉妹の4月一斉入所を申込みされる方は、以下のとおり申込みをしてください。

書類配布場所：現在在園している保育所（園）

（令和8年10月1日（木）から順次、保育所（園）で受取可。）

※1次調整書類提出①の期間に書類を提出される場合は、予約が必要になります。

①の日時について予約をとる場合は、子育て支援課（TEL874-2659）へ お電話ください。

1次調整 調整結果：1月下旬に発送予定 提出期限：令和8年11月20日（金）

書類提出	日程	時間	提出場所
	①令和8年11月2日（月） ～11月6日（金）	午前9時～正午 午後1時30分～午後4時	向日市役所 東向日別館3階 会議室2
	②令和8年11月9日（月） ～11月20日（金）		向日市役所 東向日別館4階 子育て支援課 窓口

申込み時の提出物について

全員が提出（児童1人について原本1部が必要です。）	
① 転園申込書 ※空色	
② 健康調査票	

父・母それぞれが該当する事由の必要書類を提出 ※申請児童が2人以上いる場合は、原本は年齢が下の児童に添付し、他の児童はコピーを添付してください。		
保育が必要な事由（要件）		必要書類
就労	主に法人が営む事業に従事するもの	・就労証明書（様式3）
	上記以外（個人事業主）	・就労証明書（様式3） ・スケジュール申告書（様式4） ・開業届の写し及び確定申告の控えの写し等 ※すでに開業届を提出している場合は、確定申告の写しのみで可
	農業・内職	・就労証明書（様式3） ・スケジュール申告書（様式4）
妊娠・出産		・出産予定日（分娩予定日）及び保護者名が記載された親子健康手帳（母子手帳）のページの写し
保護者の疾病・障がい	疾病	・診断書（様式5） ※医師が発行したもので、様式5の内容をすべて含む場合は、別様式でも可
	障がい	・手帳等の写し（該当者の氏名、等級及び有効期限が記載されたページ）
同居親族の介護・看護		・介護・看護の必要性がわかる診断書（様式5）又は介護保険被保険者証の写し（要介護状態区分等の記載があるもの） ・スケジュール申告書（様式4）
災害復旧		・り災証明書
虐待やDVのおそれがある		・警察署等のDV証明等
求職活動		・求職活動申立書（様式6）
就学		・在学証明書又は学生証の写し等 ・1日の就学時間がわかる書類（例：時間割、スケジュール申告書（様式4））
育児休業中の継続 ※小規模保育事業所及びさくらキッズ保育園の卒園時のみ		・就労証明書（様式3）

その他、「向日市保育施設利用調整基準」に該当する加点要素がある場合は、必要書類を提出ください。

保育の必要量について

保育短時間認定・・・・・・最長8時間（月曜日～土曜日）

保育標準時間認定・・・・・・最長11時間（月曜日～土曜日）

※原則として保育を受けることができるのは、保育が必要な時間・曜日のみとなります。

常に8時間又は11時間の利用ができるわけではありません。

※保育を必要とする事由に該当しない日については、家庭保育をお願いします。

※認定期間が終了するまでに、保育を必要とする事由を証明する書類の提出がなければ、継続利用はできません。

保育が必要な事由（要件）	保育必要量		認定期間
	保育短時間 8時～16時（最大） ※ニチイキッズ各窓口9時～17時	保育標準時間 7時～18時（最大） ※こよりほいくえん7時半～18時半	
就労※1 （1か月64時間以上）	● ※就労時間、通勤時間及び送迎時間により決定	● ※就労時間、通勤時間及び送迎時間により決定	2号:小学校就学前まで 3号:満3歳に達する前々日まで
妊娠・出産	● ※保護者の要望により可	●	出産予定日の前2か月の属する月 出産日の後2か月の属する月
保護者の疾病・障がい	● ※通院の場合（原則）	●	必要がなくなるまでの期間
同居親族の介護・看護	● ※保護者の要望により可	●	
災害復旧			
虐待やDVのおそれがあること			
求職活動※2 （年度内1回限り）	●	—	離職日または入所日から 最大3か月
就学	●	●	卒業又は修了まで
育児休業	●	—	育児休業の対象となる児童（入所児童は対象外）が満2歳に達する年度の年度末まで

※1 1か月64時間未満の就労をされている場合、就労要件には該当しません。

また、就労先が複数ある場合には、各々の事業所による就労証明書が必要です。

※2 最大3か月のため、3か月未満の場合もあります。

保育料等について

保育料は、世帯の市民税額を基本として、児童の支給認定区分、兄弟姉妹の状況等に応じて国が定める水準を上限に、市が決定します。

保育料及び副食費は、4月～8月分は令和8年度の市民税額、9月～翌3月分は令和9年度の市民税額を基に決定します。原則、日割りで算定することはありません。

※税情報が未申告の方は、利用料が最高階層（最高額）となります。

税情報が確認できない（未申告の）方は、税の申告をしていただく必要があります。

- ・市民税額に変更があった場合、保育料が変更になる場合がありますので、速やかにお知らせください。
- ・住宅借入金等特別控除・寄附金控除・配当控除・外国税額控除等の税額控除は適用しません。
- ・国外からの転入の場合など、国外での収入を基に税額を計算することがあります。
- ・保護者のいずれかが配偶者控除を受けていない場合、市民税額は合算になります。
- ・4月入所の場合は、保育料は4月中旬ごろ、入所した施設を通じて保育料決定通知書をお渡しします。年度途中に入所の場合は、入所承諾書に同封しております。

<納付方法>

保育施設	保育料 0～2歳児	主食費・副食費※ 3～5歳児	納付方法
公立保育所	市が徴収		原則：口座振替（毎月月末引き落とし）
民間保育園	市が徴収	各園が徴収	保育料：口座振替 主食費・副食費：各園にお問合せください
小規模保育事業所	各園が徴収	—	各園にお問合せください
認定こども園	各園が徴収		各園にお問合せください

※主食費：ごはん・パン、副食費：おかず・おやつ

- ・市が徴収するものについては、引き落とし日は毎月月末です。残高不足等により口座振替が出来なかった場合は、翌月20日に再振替を行います。（ゆうちょ銀行除く。）

※いずれの施設についても、納期限までに納付がない場合は、督促や催告をし、その指定期日までに納付がない場合には、保育所や自宅・勤務先を訪問すること、法律の規定に基づく滞納処分として財産差押え及び保育所の利用解除をすることがあります。

<保育料の減免措置について>

※国や府の制度改正に伴い、下記の減免制度は変更になることがありますので、ご了承ください。

- ・保育所等へ入所されている児童の兄弟姉妹（未就学児童に限ります。）が、以下のいずれかの施設に通園されている場合は、その児童も含め保育料を算定します。

第2子は向日市保育料徴収基準額表の半額、第3子以降は0円です。所得制限はありません。

対象：未就学児の兄弟姉妹が、1.認可保育所、幼稚園に在籍している場合

→減免申請は不要です。

2.事業所内保育施設、企業主導型保育施設、障害児通所施設に在籍している場合

→減免申請が必要。です。（詳細はお問い合わせください。）

- ・市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯

：第1子の児童の年齢にかかわらず、第2子は保育料徴収基準額表の金額の半額、第3子以降は無料です。

- ・市民税所得割額が77,101円未満の世帯で、いずれかに該当する場合

- ・ひとり親家庭

- ・障がいのある方（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方）

- ・特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者のいる家庭

：第1子は減額、第2子以降は第1子の年齢にかかわらず無料です。

- ・市民税所得割課税額が169,000円未満の世帯で、18歳未満の児童が3人以上いる第3子以降の児童

：保育料は無料です。

<ひとり親家庭の保育料決定方法について>

- ・保育料算定に用いる基準年におけるひとり親の収入を確認し、100万円未満の場合には、同居されている親族の収入を高い方から順に100万円以上になるまで合算し、保育料を算定します。

<幼児教育保育無償化について>

- ・3歳児クラスから5歳児クラスまでを利用される児童の保育料は無償化されています。
- ・実費として徴収されている行事費、布団代、延長保育料などは無償化対象外です。
- ・主食費及び副食費については、自宅で子育てを行う場合にも同様にかかる費用です。そのため、無償化後も引き続き保護者の皆様のご負担となります。
- ・負担軽減のため、年収360万円未満世帯（目安）や、第3子以降（所得制限があります。）については、副食費の支払いは免除されています。（主食費を除く）

令和 9 年度 向日市保育料徴収基準額表

階層	定義		3 歳児未満	
			保育標準時間	保育短時間
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0	0
2	市町村民税非課税世帯		0	0
3	1階層を除き市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ世帯(所得割なし)	6,500	5,600
4		24,300 未満	7,000	6,000
5		24,300 以上 48,600 未満	10,000	8,500
6		48,600 以上 51,600 未満	15,000	12,800
7		51,600 以上 60,000 未満	19,100	16,300
8		60,000 以上 70,800 未満	23,200	19,800
9		70,800 以上 97,000 未満	26,500	22,600
10		97,000 以上 103,000 未満	29,000	24,700
11		103,000 以上 116,400 未満	30,000	25,500
12		116,400 以上 125,000 未満	33,000	28,100
13		125,000 以上 138,000 未満	35,500	30,200
14		138,000 以上 169,000 未満	39,600	33,700
15		169,000 以上 183,300 未満	44,000	37,400
16		183,300 以上 196,500 未満	47,000	40,000
17		196,500 以上 214,500 未満	49,500	42,100
18		214,500 以上 238,500 未満	52,000	44,200
19		238,500 以上 278,800 未満	54,500	46,400
20		278,800 以上 301,000 未満	57,000	48,500
21		301,000 以上 333,000 未満	60,600	51,600
22		333,000 以上 365,000 未満	66,300	56,500
23		365,000 以上 397,000 未満	72,000	61,300
24		397,000 以上 442,000 未満	77,400	65,900
25		442,000 以上 487,000 未満	82,800	70,500
26		487,000 以上 532,000 未満	88,200	75,100
27		532,000 以上	93,600	79,700

- ・令和9年4月1日の年齢により年度中の保育料算定を行います。
 - ・同時在園の第2子の徴収額は、表の金額の1/2。第3子の徴収額は0円です。
 - ・市町村民税は、4月から8月までは前年度分の、9月から3月までは当該年度分のもものとします。
- ※年度により改定される場合があります。

各保育所等一覧表 ※備考欄については一例のため、詳細は各園にお問い合わせください。R8.10 現在

種別	No.	名称 (所在地)	電話番号	保育時間		入所可能月齢	備考	定員		
				保育短時間	保育標準時間					
公立保育所	①	第1保育所 (向日町北山21番地)	921-4416	8:00~16:00	7:00~18:00	生後57日目～ 就学前	・延長保育（19:00まで） ・一時保育（第1保育所） ・保護者会有	230		
	②	第5保育所 (寺戸町三ノ坪14番地)	932-1819					120		
	③	第6保育所 (上植野町地田5番地の3)	933-1212					150		
民間保育園	④	さくらキッズ保育園 (上植野町南開60番地の1)	933-0200			8:00~16:00 又は 9:00~17:00	7:00~18:00	生後57日目～ 2歳児まで	・延長保育（19:00まで）	30
	⑤	アスク向日保育園 (物集女町森ノ下1番地の1)	935-5533					生後57日目～ 就学前	・延長保育（19:00まで）	110
	⑥	レイモンド向日保育園 (森本町石田13番地の3)	874-6083						・延長保育（19:00まで） ・一時保育 ・休日保育	180
	⑦	華月つばさ保育園 (寺戸町寺田1番地の8)	924-0283					生後5か月～ 就学前	・延長保育（19:00まで） ・制服（3歳児～）	120
	⑧	かおりのほなほいくえん (寺戸町東田中瀬12番地の2)	931-7070					生後57日目～ 就学前	・延長保育（20:00まで）	100
小規模保育事業所	⑨	ニチエキッズ洛西口保育園 (寺戸町七ノ坪139番地 ペアティ洛西口2F)	935-7035	9:00~17:00	8:00~16:00	7:00~18:00	生後57日目～ 2歳児まで	・延長保育（19:00まで）	17	
	⑩	チェリースハグ東向日園 (寺戸町飛龍11番地の10)	921-5488	・延長保育（19:00まで）				18		
	⑪	こよりほいくえん東向日 (寺戸町初田12番地の11)	925-3388	7:30~18:30				12		
	⑫	向日町ひまわり保育園 (寺戸町瓜生22番地の12)	921-5151	・延長保育（19:00まで）				12		
	⑬	あひるが丘ぴよぴよ保育園 (寺戸町七ノ坪103番地 ブリアデス洛西口駅ビル)	754-7658	12						
認定こども園	⑭	あひるが丘こども園 (物集女町北ノ口65番地の2)	921-0005		7:00~18:00	生後57日目～ 就学前	・延長保育（19:00まで） ・一時保育 ・保護者会有	140		
	⑮	もずめこども園 (物集女町南条65番地)	925-3838				・延長保育（19:00まで） ・一時保育	155		

※認定こども園の定員については、1号認定も含みます。



※施設の見学については、直接施設にお問い合わせください。

令和9年度の保育年齢（クラス）

クラス	生年月日
0歳児	令和9年4月2日～令和10年4月1日
	令和8年4月2日～令和9年4月1日
1歳児	令和7年4月2日～令和8年4月1日
2歳児	令和6年4月2日～令和7年4月1日
3歳児	令和5年4月2日～令和6年4月1日
4歳児	令和4年4月2日～令和5年4月1日
5歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日

10 向日市保育施設利用調整基準

保育所、認定こども園（保育認定）及び小規模保育事業所の利用調整は、本基準の指数順に基づき行います。 調整指数表の項番に○がついている場合は、別途書類が必要になるため、12頁を参照し提出してください。 【さくらキッズ保育園及び市内小規模保育事業所（8頁参照）の卒園児について】 調整指数表の項番14とあわせ、指数順に希望施設への転園を決定します。 【転園希望について】 希望する園のいずれにも入所承諾できない場合は、在園中の保育施設に入所継続となります。
--

1 基本指数表

No.	区分	事由 (保育の必要性)	保護者（父・母、またはその他の保護者）が保育できない状況	基本指数	
				父	母
1	①就労 個人事業主(自営業) 農業 内職等 を含む (※1～※2)	居宅外就労 (主に法人が営む事業に従事する者)	週40時間以上、就労している	40	40
2			週35時間以上40時間未満、就労している	35	35
3			週30時間以上35時間未満、就労している	30	30
4			週25時間以上30時間未満、就労している	25	25
5			週20時間以上25時間未満、就労している	20	20
6			月64時間以上、就労している（上記以外）	15	15
7		居宅内就労等 (上記区分以外で就労(主に個人事業主))	週40時間以上、就労している	36	36
8			週35時間以上40時間未満、就労している	31	31
9			週30時間以上35時間未満、就労している	26	26
10			週25時間以上30時間未満、就労している	21	21
11			週20時間以上25時間未満、就労している	16	16
12			月64時間以上、就労している（上記以外）	11	11
13		内職	内職従事者である	10	10
14	②妊娠・出産	産前・産後	出産予定日の前2か月の属する月、出産日の後2か月の属する月で保育を必要とする（※3）	-	30
15	③疾病・障がい	疾病など	疾病など（難治性の疾病を含む）により、おおむね1か月以上の入院又は入院に相当する治療を要し、児童を保育できないもの（常時臥床）	40	40
16			疾病など（難治性の疾病を含む）により、おおむね1か月以上の長期安静加療を要するとの診断を受け、これにより児童を保育できないと医師が判断するもの	27	27
17			疾病など（難治性の疾病を含む）により、おおむね1か月以内の加療を要すると診断を受け、これにより児童を保育できないと医師が判断するもの	15	15
18		障がい (※4)	身体障害者手帳1～2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aの交付を受けている	40	40
19			身体障害者手帳3級、精神障害者保健福祉手帳2級、療育手帳Bの交付を受けている	30	30
20			身体障害者手帳4～6級、精神障害者保健福祉手帳3級の交付を受けている	20	20
21	④介護	介護・看護等	同居の常時臥床者、重度心身障がい者（児）の看護・介護や、入院の付添いをしている	35	35
22			同居の障がい者（児）の介護・通院・通所・通学の付添いをしている	25	25
23			同居の家族の長期居宅療養等の介護にあたっている	15	15
24	⑤災害復旧	災害	震災・災害・風水害等により自宅の復旧にあたっている	50	50
25	⑥求職活動	求職	求職活動中（起業準備中を含む）である（原則3か月以内）	8	8
26	⑦就学	就学	学校教育法に定められた学校に就学している又は職業訓練を受けている	28	28
27			上記に該当しない専修学校・各種学校等に月64時間以上就学している	18	18
28	その他		児童福祉の観点から保育の必要性を市長が特に認める場合（DV・虐待等を含む）	(※5)	

注…複数の事由に該当する場合は、指数が高い方を採用します。

(※1) 就労時間には休憩時間を含みます（居宅外、居宅内就労等共通）。変則勤務等の場合、月間就労時間÷4週で計算を行います。

(※2) 本基準における個人事業主とは、法人を設立せずに自ら行っている事業をいいます。個人事業主については、開業届(もしくは営業証明書)の写し及び確定申告書の写し等の事業の内容または実績を証明する書類の提出がある場合、調整指数表の項番3と合わせて判定します。

(※3) 入所希望月において出産予定日の前2か月の属する月、出産日の後2か月に該当する場合には、他の要件の有無に関わらず、「②妊娠・出産」となります。ただし、さくらキッズ保育園及び市内小規模保育事業所（8頁参照）の卒園時に市内認可施設への通園を希望する場合で、「②妊娠・出産」以後、継続して就労(育児休業含む)する時は、就労証明書の提出があれば就労区分での指数で調整を行います。

(※4) 障害等級に応じた障害年金を受給している場合を含みます（手帳と年金の等級が異なる場合には、より上位の等級を基に指数を決定します）。

(※5) 当該児童、世帯の状況に応じ、別途判断します。

2 調整指数表

項番	項目	具体的内容	備考	調整指数		
				父	母	世帯
1	保護者の 就労状況等	就労の証明内容に対して、勤務実績及び収入実績(最低賃金を基に算定)に整合性がない場合		-3	-3	
2		就労見込みの者・就労内定者（就労開始日が申請受付締切日の翌日以降）である場合	項番4～6が適用されている場合、対象外とする。	-5	-5	
3		個人事業主で開業届(もしくは営業証明書)の写し及び確定申告書の写し等の事業の内容または実績を証明する書類の提出がある場合（※2）		4	4	
4		保育士・保育教諭・看護師として、向日市内の保育施設で勤務中（予定を含む。）の場合	項番5との重複不可 項番2の対象外 ※就労の場合のみ			10
5		保育士・保育教諭・看護師として、向日市外の保育施設で勤務中（予定を含む。）の場合	項番4との重複不可 項番2の対象外 ※就労の場合のみ			3
6		市内の保育施設で保育士・保育教諭・看護師以外として勤務中（予定を含む。）の場合	項番2の対象外 ※就労の場合のみ			5
7		育児休業法に基づく育児休業又は産後休暇明けから同一の事業所に復職する場合				2
8	保育の代替手段	申込日時時点で基本指数表の事由により、有料の認可外保育施設又は職場託児所、幼稚園（認定こども園1号含む）を月極めで利用している場合。又は、転入前市町村において基本指数表の事由により保育施設に入所していたが、転出により退所し転入に伴い入所申請をした場合	項番7に該当する場合は対象外 転出転入の場合は、転出月の当月もしくは翌月に申請している場合に限る。			3
9	申込児童の状況	申込児童が多胎児（双子）である場合	項番10との重複不可			1
10		申込児童が多胎児（三つ子）である場合	項番9との重複不可			3
11		既に兄弟姉妹が利用中の保育施設と同じ施設を第1希望とする場合（入所可能月齢によってやむを得ず別施設になる場合や認定こども園1号も含む）	申請時に兄弟姉妹が利用中であるが、令和9年4月1日時点において保育施設に在籍していない場合（卒園等）は対象外 項番12と重複不可 項番20の対象外			6
12		兄弟姉妹が同時に申込みをし、かつ、同じ保育施設を第1希望とする場合	項番11と重複不可			4
13		前年度の年度当初選考で入所保留となっている場合	転園の場合は対象外			1
14		さくらキッズ保育園及び市内小規模保育事業所（8頁参照）の卒園時に市内認可施設への通園を希望する場合	卒園時以外は対象外			12
15		入所児童自身に医療的ケアを必要とする場合(※6)	項番16、17、18と重複不可			4
16		身体障害者手帳1・2級、療育手帳A相当、精神障害者保健福祉手帳1・2級のいずれか又は複数の交付がある場合(※7)	項番15、17、18と重複不可			3
17		各障害者手帳3級以下、療育手帳B相当の交付がある場合(※7)	項番15、16、18と重複不可			2
18		入所判定日時時点で各種障害者手帳及び療育手帳の交付は受けていないが、障害福祉サービスの利用または、療育施設へ通所している場合(※7)	項番15、16、17と重複不可			1
19		当該年度中に入所案内（内定）を辞退している場合				-5
20		年度途中での市内の保育所(園)、認定こども園又は小規模保育事業所(8頁参照)からの転園希望である場合	項番11に該当する場合は対象外			-3
21		ひとり親（母子家庭・父子家庭）の場合（別居かつ離婚調停中の場合を含む）	項番22と重複不可			50
22		生活保護受給世帯で就労している、又は、就労が見込まれる（就労証明書等の提出がある）場合	項番21と重複不可			20
23	世帯の状況	倒産・会社都合等、本人の意思に関わらず失業し、職業安定所を通じて求職している場合	要保育事由が「⑥求職」の場合のみ調整 自己都合による退職は対象外	14	14	
24		小学生以下の子どもが3人以上いる場合	項番25と重複不可			1
25		小学校入学前児童が3人以上いる場合	項番24と重複不可			2
26		保護者のいずれかが就労のために向日市外に別居している場合（単身赴任等）				3
27		保護者のいずれかが週30時間以上、就労している場合	要保育事由が「①就労」の場合を除く 項番28と重複不可	2	2	
28		保護者のいずれかが週30時間未満、就労している場合	要保育事由が「①就労」の場合を除く 項番27と重複不可	1	1	
29		次のいずれかに該当する世帯員（保護者及び申込児童を除く。）がいる場合（要支援1・2、要介護1・2、障害支援区分1～3、身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級）	要保育事由が「④介護」の場合を除く 項番30と重複不可（重複時は高い指数で算定）			1
30		次のいずれかに該当する世帯員（保護者及び申込児童を除く。）がいる場合（要介護3～5、障害支援区分4～6、身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級）	要保育事由が「④介護」の場合を除く 項番29と重複不可（重複時は高い指数で算定）			2
31		次のいずれかに該当する世帯員（保護者及び申込児童を除く。）が複数いる場合（要支援1・2、要介護1～5、身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1～3級）	要保育事由が「④介護」の場合を除く			2
32		保護者のいずれかが次のいずれかに該当する場合（要支援1・2、要介護1・2、障害支援区分1～3、身体障害者手帳3級以下、精神障害者保健福祉手帳3級）	要保育事由が「③疾病・障がい」の場合を除く （項番33と重複する場合は、高い指数で算定）	2	2	
33		保護者のいずれかが次のいずれかに該当する場合（要介護3～5、障害支援区分4～6、身体障害者手帳1・2級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳1・2級）	要保育事由が「③疾病・障がい」の場合を除く （項番32と重複する場合は、高い指数で算定）	4	4	
34		身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳及び療育手帳のうち2つ以上の交付を受けている場合	要保育事由が「③疾病・障がい」の場合を除く	2	2	
35	その他	保育料等を3か月以上滞納している場合（卒園児・過去のものも含む）				-50
36		両親（里親・特別養子縁組は両親とみなす。）ともに死亡、離別及び行方不明等により不存在で別の者が養育を行っている場合				50

（※6）同意書(指定様式)および専門機関等の意見書（指定様式）の提出があり、施設での医療的ケアにより保育が可能であると判断された場合に適用する。ただし、他の児童より合計指数が高い場合であっても施設の受入体制により保育が開始できない場合があります。

（※7）基本指数の合計が80点（居宅内就労等(主に個人事業主)の場合については、基本指数及び項番3の合計）に満たない場合のみ適用する。

(3) 同一点数の場合の順位表（上位より決定）

No.	調 整 内 容
1	保護者が市内特定教育・保育施設、地域型保育事業で保育士・保育教諭・看護師として就労中又はその予定である世帯
2	ひとり親
3	さくらキッズ保育園及び市内小規模保育事業所（8頁参照）の卒園時に市内認可施設への通園を希望する
4	基本指数の高い世帯(居宅内就労等については、調整指数項番3を含む)
5	区分間の優先順位（⑤災害復旧、①就労（【居宅外】→【居宅内就労等】）、③疾病・障がい、④介護、②妊娠・出産、⑦就学、⑥求職活動の順）
6	養育している就学前児童の人数が多い世帯
7	養育している18歳未満の子どもの人数が多い世帯
8	保護者の不在時間（保育できない時間）がより長い場合 ※(保護者の内)左記時間の少ない方で比較
9	祖父母又は20才以上のおじ、おば、兄弟姉妹（介護・看護の対象でないもの）と同居していないこと
10	当該年度中に入所案内（内定）を辞退していない
11	希望園が多い（必ず第一希望の園に入所できるとは限りません。入所案内を辞退した場合は減点となりますので、入所の意思がある園だけを記入してください。）
12	世帯の市町村民税額（4月～8月入所は前年度市町村民税、9月～翌年3月入所は当年度市町村民税）の低い世帯

(1) 基本指数表における必要書類…申込書の案内に記載された必要書類

(2) 調整指数表における必要書類…下表参照

項番	項目	必要書類
3	保護者の 就労状況等	開業届(もしくは営業証明書)の写し及び確定申告書の写し等の事業の内容または実績を証明する書類
4・5		保育士証の写し・幼稚園教諭免許・看護師免許の写し
8	保育の 代替手段	有料の認可外保育施設又は職場託児所、幼稚園（認定こども園1号含む）を月極めで利用していることがわかる書類の写し、転入前市町村において保育施設に入所していたことがわかる書類の写し（例：保育所入所承諾書、保育料決定通知書、利用料領収書3か月分、在園証明書等）
15	申込児童の状況	同意書(指定様式) および専門機関等の意見書（指定様式）
16・17		申込児童の手帳等の写し（氏名、生年月日、等級、発行年月日、有効期限が分かる箇所）
18		障害児通所受給者証等障害福祉サービスの利用及び療育施設へ通所していることがわかるものの写し
21	世帯の状況	戸籍謄本（子育て支援課へ提出済（児童扶養手当の手続き等）の場合は省略可能） 離婚調停中の場合は、離婚調停中であることがわかる書類
23		会社都合により失業したことがわかる書類（離職票等） 求職活動を証明できる公的な書類
26		保護者のいずれかが就労のために向日市外に別居している（単身赴任等）場合、就労証明書の就労者に関する事項欄に事業所からの証明を受けている場合は不要。 事業所からの証明を受けていない場合は、単身赴任等における居住実態がわかる書類（居住先の賃貸借契約書、不動産売買契約書）
27・28		就労していることがわかる就労証明書（市様式3）
29～31		該当する世帯員の手帳等の写し（氏名、生年月日、等級、発行年月日、有効期限が分かる箇所）
32～34	保護者の 心身の状況	該当する保護者の手帳等の写し（氏名、生年月日、等級、発行年月日、有効期限が分かる箇所）